

速度取締り指針

令和7年10月
静岡南警察署

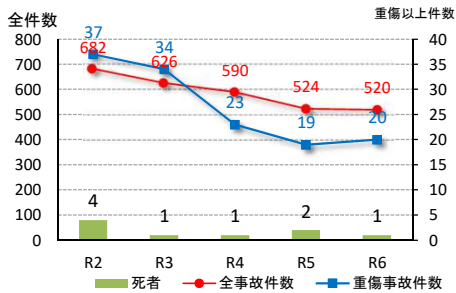
静岡南警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道150号	6:00~18:00	久能から小坂までの間	60km/h
石田街道	6:00~18:00	稲川から下島までの間	40km/h

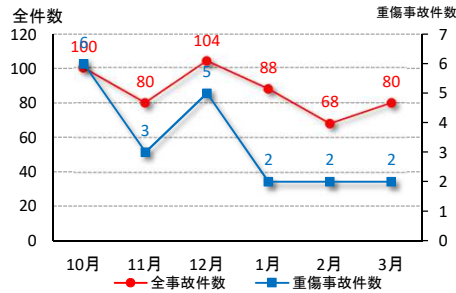
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度下半期)



前年度下半期の月別事故発生状況

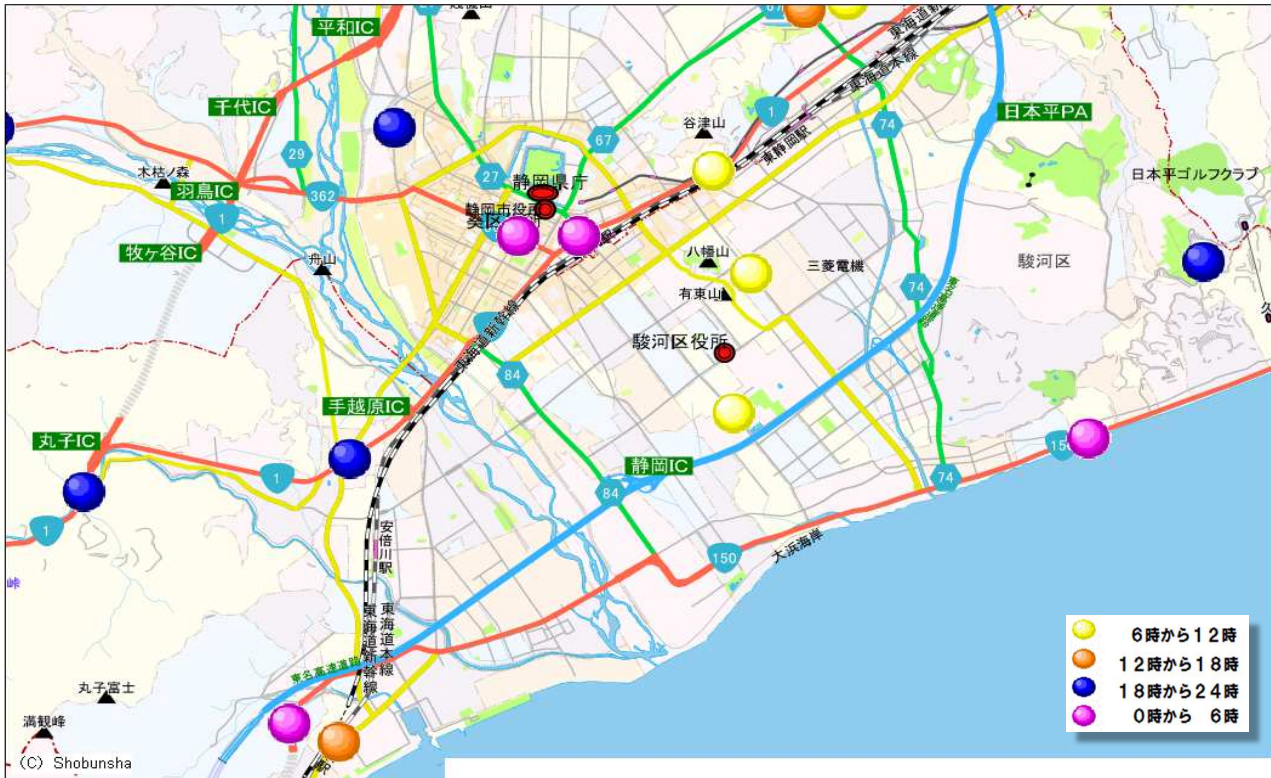


前年度下半期における交通事故発生状況

	前年度下半期	
	件数	前年比
件数	520	-4
うち重傷以上事故	21	0
死者	1	-1
負傷者	602	-24
うち重傷者	22	0

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況



その他取締りの要点等

静岡南警察署管内における事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況については、国道1号及び国道150号において発生があり、国道150号にあつては、通勤・帰宅時間帯に高速度で進行する車両が多数認められるため、運転手への注意喚起となるよう国道150号及び同道路に接続する市道等での速度取締りを実施する。

また、早朝から正午までの時間帯の交差点における交通事故の発生が認められることから、交差点関連違反を重点においた交通取締りを実施する。